

下水道用語の説明

	用語		説明
あ行	一般会計	いっばんかいけい	市の行政運営の基本的な経費を計上している会計のこと。単一会計主義と言われるように、市の会計は、本来1つの会計で経理されることが望ましいですが、現在のように行政活動が広範多岐にわたる場合において、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほか特別会計を設けています。
	一般会計繰入金	いっばんかいけいくりいれぎん	地方公営企業法第17条の2の「経費負担の原則」の規定に基づき、下水道使用料を充てることが適当でない経費等について、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。
	汚水処理人口	おすいしよりにんこう	まちに住んでいる人のうち、下水道、合併処理浄化槽などの汚水処理施設が整備された区域に住んでいる人口をさします。
	汚水処理原価	おすいしよりにげんか	有収水量1立方メートル当たりの汚水処理費です。低いほど1立方メートル当たりの処理費が安いため効率的と言えます。 汚水処理原価（円/立方メートル）＝汚水処理費/年間有収水量
か行	企業会計	きぎょうかいけい	地方財政上は、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のこと。笠間市では、水道事業、工業用水道事業、病院事業及び公共下水道事業会計があります。
	企業債	きぎょうさい	地方公営企業の資産取得などの財源として起こされた地方債のこと。
	基準内繰入金・基準外繰入金	きじゅんないくりいれぎん・きじゅんがいくりいれぎん	毎年、総務省より示される繰出基準によるもの（＝基準内）と、それ以外の政策的経費によるもの（＝基準外）とに分類される。
	キャッシュフロー	きゃっしゅふろー	1事業年度のお金の流れに関する報告書。営業活動、投資活動、財務活動の3つに区分して作成される。発生主義会計に基づいて作成される損益計算書で把握できない、現金の収入・支出（お金の流れ）に関する情報を得ることができるとともに、3つの活動区分ごとのキャッシュ・フローを見ることで、企業の経営状況を確認することができる。
	供用開始	きょうようかいし	下水道管が埋設され、公共汚水桝へ排水設備を接続することにより下水道が利用可能となることです。
	減価償却（費）	げんかしょうきゃく（ひ）	固定資産の取得原価を、利用する各年度の費用として割り当て、投下資本を回収する会計処理のこと。
	公共下水道	こうきょうげすいどう	一般家庭や事業所等から出る汚水を、終末処理場で処理して河川に放流するもので、市町村が事業主体となっていく最も一般的な下水道のことです。
	さ行	事業計画区域	じぎょうけいかくくいき
資本費平準化債		しほんひへいじゅんかさい	資本費にかかる世代間の公平化を図るために借りる企業債。企業債の元金償還期間が下水道施設の減価償却期間より通常短いことから、発生する元金償還額と減価償却費（相当額）との差額を後年度に繰り延べるために発行されます。
資本的収入・資本的支出（＝4条予算）		しほんてきしゅうにゆう・しほんてきししゅつ（＝4じょうよさん）	効果が次期以降に及び将来の収益に対応する支出と、その財源となる収入のことです。（地方公営企業法施行規則別表5の予算書様式第4条に規定されていることから、「4条予算」ともいいます。）
収益的収入・収益的支出（＝3条予算）		しゅうえきてきしゅうにゆう・しゅうえきてきししゅつ（＝3じょうよさん）	その期の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。損益計算はこれに基づいて行なわれます。（地方公営企業法施行規則別表5の予算書様式第3条に規定されていることから、「3条予算」ともいいます。）
純利益（純損失）		じゅんりえき（じゅんそんしつ）	総収益－総費用の計算式で求められます。
使用料単価		しよりょうたんか	使用料対象水量1立方メートル当たりの使用料収入額です。高いほど料金水準が高いと言えます。 使用料単価（円/立方メートル）＝使用料収入/年間有収水量
水洗化人口		すいせんかじんこう	処理区域内人口のうち、水洗便所を設置している（水洗化を完了している）人口のことです。

下水道用語の説明

	用語	説明
	ストックマネジメント	すとっくまねじめんと 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築等を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することです。
た行	地方公営企業法	ちほうこうえいきぎょうほう 地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特別法として位置づけられる法律。 地方公営企業法に定めがない場合、これらの法律が適用されます。
	長期前受金戻入	ちょうきまえうけきんもどしいれ 減価償却が取得経費を使用期間全体に割り振る一方、その財源を収益として割り振ることです。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、実際の現金処理はありません。
	特別会計	とくべつかいけい 特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計です。国民健康保険特別会計や介護保険事業特別会計のように法律でその設置が義務付けられているものと、条例を制定することによって設置できるものがあります。 農業集落排水事業は、この会計方式になります。
	特別損失	とくべつそんしつ 事業の通常の経営に伴うものでなく、災害損失等のため、臨時かつ巨額の支出が必要とされるものや、その発生の事実が過去の年度に属すると考えられるものです。 主に固定資産の除却費が計上されます。
な行	内部留保資金	ないぶりゅうほしきん 企業内に留保してある資金で、補填財源として使用される。
	農業集落排水施設	のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ 農業用水の水質保全および農村生活環境の改善を図るため、汚水を排除し、または処理するために市町村が事業主体となって設置、及び管理する配水管、排水渠、汚水処理施設等のことです。
は行	排水設備	はいすいせつび 一般家庭や事業所等から発生する下水を、下水道に流入させるために必要な排水管等の施設のことです。
	補助金	ほじょきん 国庫・県補助金と一般会計補助金があります。
	補填財源	ほてんざいげん 資本的収支予算において収入額が支出額に対して不足することとなった場合の補填に用いられる財源です。
や行	有収水量	ゆうしゅうすいりょう 下水道使用料によって収益がある汚水量のことです。